

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月 / 8 日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第 3 号

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第18条」を「第20条」に改める。
- (2) 第8条第2項中「における」を「に」に、「同条第2項中「3歳に満たない」を「同条第2項及び第3項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「当該」を「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第1項」と、同条第2項中「当該」に、「である」を「で」に、「がある」を「が」に改め、「第7条第1項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第7条第1項」と」及び「同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある教育会計年度任用職員が、当該要介護者を介護する」と」を削る。
- (3) 第11条中「及び介護時間」を「介護時間及び組合休暇」に改める。
- (4) 第14条第2項中「9の項」を「4の項、9の項」に、「同表9の項」を「同表4の項、9の項」に、「4の項」を「10の項」に、「同表4の項」を「同表10の項」に改める。
- (5) 第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第20条 市勤務条件条例第18条及び第19条並びに市勤務条件規則第14条の規定は、教育会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号及び第2号中「条例第8条第4項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則第8条第2項」と、同項第1号中「同条第1項」とあるのは「市勤務条件条例第8条第1項」と、同項第2号中「同条第2項及び第3項」とあるのは「市勤務条件条例第8条第2項及び第3項」と、同項第4号中「別表3 14の項」とあるのは「教育会計年度勤務条件規則別表4の14の項」と読み替えるものとする。

(6) 第17条中「及び介護時間」を「、介護時間及び組合休暇」に改め、同条を第19条とする。

(7) 第16条の2中「並びに介護時間」を「、介護時間並びに組合休暇」に改め、同条を第18条とする。

(8) 第16条の次に次の1条を加える。

(組合休暇)

第17条 組合休暇は、教育会計年度任用職員が、登録を受けた職員団体の規約に定める機関で市勤務条件規則第13条第1項各号に掲げるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び当該職員団体の加入する上部団体の当該機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務として認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、1年度につき、1週間当たりの勤務日の日数又は1年度の勤務日の日数に応じ、別表5に掲げる休暇の日数以内とする。

2 組合休暇については、第12条第5項及び市勤務条件規則第13条第2項の規定を準用する。この場合において、第12条第5項中「1時間」とあるのは「1時間又は15分」と、「年次休暇」とあるのは「組合休暇」と読み替えるものとする。

(9) 附則に次に1項を加える。

(介護を行う教育会計年度任用職員の時間外勤務の制限に関する経過措置)

4 令和7年4月1日以後において第8条第1項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例及び札幌市職員の育児休業等に関する

る条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 2 号）第 1 条の規定による改正後の市勤務条件条例第 8 条第 2 項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、当該規定による請求（その 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする教育会計年度任用職員は、同日前においても当該規定の例により、当該請求をすることができる。

(10)別表 1 備考、別表 2 備考及び別表 3 備考中「この表において、「5 日以上」には、」を削り、「場合を含むものとする」を「教育会計年度任用職員については、1 週間当たりの勤務日の日数を 5 日以上とみなして、この表を適用する」に改める。

(11)別表 4 の 4 の項中「の範囲内において 2 日」を削り、同表 1 3 の項中「中学校就学の始期に達するまでの」を「1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に改め、「小学校」の次に「、中学校」を加え、同表の付表 3 備考中「この表において、「5 日以上」には、」を削り、「場合を含むものとする」を「教育会計年度任用職員については、1 週間当たりの勤務日の日数を 5 日以上とみなして、この表を適用する」に改め、別表 4 の次に次の 1 表を加える。

別表 5

1 週間当たりの勤務日の日数	1 年度の勤務日の日数	休暇の日数
5 日以上	2 1 7 日以上	3 0 日
4 日	1 6 9 日から 2 1 6 日まで	2 4 日
3 日	1 2 1 日から 1 6 8 日まで	1 8 日
2 日	7 3 日から 1 2 0 日まで	1 2 日
1 日	4 8 日から 7 2 日まで	6 日

備考 1 週間当たりの勤務日の日数が 4 日以下で、かつ、1 週間当たりの勤務時間が 2 9 時間以上である教育会計年度任用職員については、1 週間当たりの勤務日の日数を 5 日以上とみなして、この表を適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。